

マリンスポーツにおける水生生物採捕に関する法律問題

Legal Issues About Capturing Water Creatures in Marine Sports

飯島 俊

(横浜西口法律事務所・神奈川県弁護士会スポーツ法研究会)

1 はじめに

水生生物を採捕する方法としてまず思いつくのは釣りであろう。本稿はスポーツ法研究会としての論文であるところ、釣りがスポーツと言えるかは意見が分かれるところかもしれないが、1900年のパリ五輪において競技種目とされたことがあったようであり、古くから釣りのスポーツ性が認識されていたようである。近年でも採捕を目的とするもののみならず、リリースを前提にしたゲームフィッシングも盛んで、大会も開催されるなど、狩猟というよりもスポーツ性が強いものも多くみられ、釣りをスポーツとして捉えることへの抵抗は少なくなっていると思われる。

また、日本では馴染みが薄いが、水中銃や手鉈を使用して水生生物を採捕するスピアフィッシングもスポーツとして扱っている国は多く、国際大会も開催されている。ただ、日本では採捕の方法によって違法にもなりかねないため、注意が必要である。

水生生物採捕のスポーツにおいては、進入禁止場所での採捕や、採捕禁止生物の採捕等が法律問題になることが多いため、以下解説する。また、スポーツフィッシングとして最も盛んとも言える、ブラックバス釣りにおいては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という）などとの関係で特有の問題があるため、併せて検討する。

2 釣り禁止区域での釣り行為

(1) 漁港の所有者・管理者

漁港等の一般的な港湾施設は、国または都道府県等の公共団体が所有しており、国有財産法及び地方自治法上の

公共用財産に分類される。そのため、当該施設の用途または目的を妨げない限度において、その使用または収益を許可することができる、とされている

(国有財産法18条第2項、6項、地方自治法237条の4第2項、71項)。では、「用途または目的を妨げない限度」というのはどのようなものかという点、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」(昭和33年1月7日蔵管第1号)¹という通達により、当該施設の管理上支障が生じるおそれがあるときや、社会通念上不相当であって、当該施設の公共性、公益性に反する場合などに該当しなければ良いとされている。そのため、原則として漁港を釣り目的で利用することは許されていると考えられる。

しかし、漁港は漁業のために造られた施設であり、本来の目的は漁業者による漁業の用に供することにあるため、漁業の妨げになるような方法で漁業者以外の者が利用することは、当該施設の管理上支障が生じるおそれがある、として許されないと思われる。具体的にどのような方法での利用が問題になるのかについては明確な基準は無いが、操業中の漁業者を妨害するような場所や方法で釣りをすることが問題になるのはもちろんのこと、ゴミの投棄や漁具の破損、深夜の騒音などがあれば、施設の管理に支障が出るとされたり、

¹ https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-19580107-0001-14.pdf

当該施設の公共性、公益性に反するとされる可能性が高いため、注意すべきであろう。

このような漁港の利用方法について問題が起きた場合、漁港の利用目的を制限するなどの権限を有するのは、漁港管理者たる地方公共団体である（漁港漁場整備法 25 条）。漁港の規模等によって都道府県または市区町村が各漁港の漁港管理者となっており、漁港管理者は、漁港管理規程を定め、漁港の維持保全等を適正にする義務を負うとされている（漁港漁場整備法 26 条）。さらに、漁港管理者たる地方公共団体は、漁港施設の利用や維持管理に関する業務を行うものとして、期間を定めて指定管理者（地方自治法 24 4 条の 2 第 3 項以下、各地方公共団体条例等により規定）を選定することができ、漁港の場合は地元の漁業協同組合などがそれに選定されているケースが多い。指定管理者として選任された者は、条例で定められた業務の範囲で、本来の管理者である地方公共団体と同様に当該漁港の管理権限を有することとなる。

(2) 釣り禁止区域での釣りが行

前述のとおり、漁港の管理者は本来地方公共団体であるが、管理権限が指定管理者に委譲されている場合もあるため、釣り禁止の決定をした主体が管理者たる地方公共団体等なのか、または指定管理者である地元の漁協等なのか、または何らの権限も無い漁協等がしたのかによって扱いが異なる。

漁港管理者である地方公共団体が当該漁港での釣りを禁止すると決定したのであれば、漁港管理条例等²に基づき、

漁港の維持管理上必要な条件としてされた決定となり、法的に有効になる可能性が高い。また、指定管理者として選定されている地元漁協等による決定であっても、漁港管理者による決定と同視することができ、法的に有効となる可能性は高い。

では、指定管理者に選定されたわけではない地元の漁協等が釣り禁止を掲示している場合はどうか。前述のような漁港の管理権限という面からすると、当該漁協には漁港の管理方法を決定する権限は無いため、法的な根拠がない決定である可能性がある。しかし、指定管理者の選定がされていない漁港でも、漁港委員会というものが設置されていることがあり（漁港漁場管理法 27 条）、この漁港委員会は、漁港の維持管理に関する重要事項について、漁港管理者に意見を述べることができ、漁港管理者はその意見を尊重しなければならない、とされている。そして、この漁港委員会の委員は、地元漁港の漁協の役員等によって構成されていることが多いため、結果的に地元漁協の意向が強く反映される構造になっている。また、漁港委員会が設置されていない漁港であっても、漁港管理者たる地方公共団体が漁港等の管理方法について判断する際には、利害関係者である地元漁協の意向などを聴取し、考慮することになるため、地元漁協等の意向に沿った判断がなされることが予想される。

そのため、例え指定管理者では無い漁協による釣り禁止の規制であったとしても、地元漁協は漁港委員会として、または地元の利害関係者として漁港管理者に対して強い影響力を持っているため、法的権限の無い釣り禁止の規制だからといって無視をしていけば、地元漁協から本来の管理者である地方公

2

https://en3-jg.d1-law.com/cgi-bin/kanagawa-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=2022168157&CALLTYPE=1&RESNO=78&UKEY=1656473298638

共同体等に意見が出され、その結果漁港管理者による規制がなされ、法的にも釣りが禁止されてしまう、という結果につながる可能性も十分にありえる。

前項で述べたとおり、漁港での釣りは原則許容されていると言えるものの、国有財産法にいう当該施設の「用途又は目的」を漁港についてみれば、やはり地元漁師による漁業への利用が本来の「用途又は目的」であり、釣りのための漁港利用は副次的なものと言わざるを得ない。そのため、漁港を釣りで使用する以上、地元漁民との共存や、ローカルルールの遵守は重要であり、釣り禁止の規制がある漁港については、当該規制に法的根拠があるか否かに関わらず釣りは控えることが望ましいといえる。

3 採捕禁止違反

(1) 漁業法による規制

水生生物は、民法上の無主物であり、本来は自ら採捕した水生生物を自分の所有物として自由に処分することができる。しかし、水生生物の一部は、漁業権により保護されているため、採捕により罰則が課されることがあるため、注意が必要である。

漁業権とは、「一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利」で、都道府県知事の免許を受けて取得する権利である。漁業権には、①定置漁業権②区画漁業権③共同漁業権の三種類があり（漁業法 60 条）、各権利の詳細な説明は省略するが、水生生物採捕との関係で問題になるのは、③の共同漁業権のうち、第一種共同漁業権である（漁業法 60 条 5 項 1 号）。この第一種共同漁業権とは、地元の漁業組合などが、特定の海藻類、貝類などを目的として漁業を営む権利で、漁場毎に一定の水生生物が指定されている。

指定されている水生生物は漁場毎に異なるが、市場価値があり、かつ地域への定着性の高い水生生物が指定されることが多く、貝類や海藻類を中心に、イセエビやタコ、ナマコなども指定されている。

サザエやアワビなどの高額な貝類の採捕が禁止されていることを認識している方は多いと思うが、タコなども同様に規制されているということは意外と知られていないところであり、注意を要する。神奈川県では沿岸からのタコやイセエビの採取はほとんどの場所で禁止されているが、一部の漁港などで可能な場所もある。もし採捕可能な生物かどうかを調べたい場合には、神奈川県の HP から漁業権の設定されている場所を見ることができると、参照されたい³。また、多くの都道府県でも HP 上で漁業権の対象となっている生物やその区域について公開がされているため、事前に自分が採捕をしようとする県の HP を確認し、採捕が可能な生物であるかを確認した上で、採捕をすることが安全である。

漁業権によって保護されている水生生物を採捕した場合、採捕の方法を問わずに漁業権侵害となり、100 万円以下の罰金が科される可能性がある（漁業法 195 条、親告罪）。そのため、採捕の禁止された場所でタコやイセエビ等を狙って釣った場合、手づかみで採った場合などはもちろん、別の魚を釣ろうとしてタコやイセエビがかかってしまった場合でも、リリースをしなければ漁業権侵害となり、100 万円以下

³

<https://www2.wagmap.jp/pref-kanagawa/PositionSelect?mid=5&nm=%E6%BC%81%E6%A5%AD%E6%A8%A9%E5%85%8D%E8%A8%B1%E3%83%9E%E3%83%83%E3%83%97&ctnm=%E7%94%A3%E6%A5%AD>

の罰金の刑罰を受ける可能性がある。なお、令和2年12月1日の改正により、アワビ及びナマコが特定水産動植物とされ、特に重い罰則が制定されているため、注意を要する（3年以下の懲役又は3000万円以下の罰金）。

漁業権が設定されている漁場付近の釣具店などでタコ釣りや貝採りの道具が販売されていることも多いため勘違いされやすいが、採捕禁止場所である以上は、知らなかったとしても漁業権侵害になり、罰則を科される可能性もある。場所によって漁業権が設定されている魚種を対象に釣りや徒手採捕をするのであれば、事前にその場所が漁業権の設定されていない場所であるかどうかをきちんと確認することをおすすめしたい。

(2) 漁業規則による規制

前節で漁業権によって保護される水生生物の採捕について触れたが、第一種共同漁業権の対象となっているのは地域への定着性の高い、貝類、海藻類及びタコやイセエビなどの水生生物がほとんどで、タイやヒラメなどの魚は、第一種共同漁業権の対象にはなっていない。しかし、各都道府県が定める漁業規則によって、魚のサイズによる規制や、採捕の方法による規制があり、それに違反しても処罰の対象となる可能性がある。ここで問題となるのが前述したスピアフィッシングである。

スピアフィッシングは、水中銃や手銃を使用して魚を採捕するスポーツであるが、現在全ての都道府県の漁業規則において、漁業者以外による水中銃の利用は禁止されているため、日本国内では使用することができない。手銃を使って魚類を採捕することは、テレビやYou Tubeなどの影響でかなり浸透してきており、夏に磯場でバーベキューをするついでに、釣具店で購入し

た竹ヤスを使ってちょっとやってみる、という方も散見される。しかし、以下に述べるとおり十分な理解を持って行わないと思わぬ罰則を受ける可能性がある。

手銃を使用した魚の採捕は、全面禁止の水中銃と異なり、都道府県毎に許可されている県と禁止されている県とに分かれている上、その規制の内容も非常に分かりにくくなっている。例えば、神奈川県や静岡県では、手銃（やす）による魚の採捕自体は禁止されていないが、水中眼鏡と併用することが禁止されており、さらに神奈川県では夜間の手銃の使用も禁止されている。また、使用可能な手銃の解釈についても、発射装置を有するものは禁止としながら、手でゴムを引いて発射するのは発射装置にあたらぬとする県もあれば、手でゴムを引くものも発射装置にあたり禁止とする県もある。このような細かく難解な規制であるにも関わらず、規制の内容をわかりやすくホームページ上にまとめている県はほとんど無く、あってもそれを見つけるのにかなり手間がかかることが多い。そのため、日本国内でスピアフィッシングをする場合には、その都道府県の手銃の規制状況をよく調べ、場合によっては県の水産課などに規制の内容を確認した上で行うことが安全である。

また、このように県によって規制が異なることで、手銃（やす）の使用可能県と使用禁止県との県境付近でのスピアフィッシングをどのように考えるか、という問題もある。例えば伊豆大島（東京都、手銃の使用可能）と東伊豆町（静岡県、手銃と水中メガネとの併用禁止）との中間地点付近で水中メガネを併用してスピアフィッシングをした場合に漁業規則違反となるのか否か、海には明確な県境が無いこともあ

り、問題が生じうる。

手銛の使用禁止県において手銛を使用してスピアフィッシングをすると、各県の漁業調整規則違反となる。その罰則は、発射用ゴムなどの無い手銛を使用したのであれば、軽微な科料（1000円以上1万円未満の金銭納付）に過ぎないが、水中銃を使用したり、ゴム引きの手銛を発射装置としている県でゴム引き手銛を使用したとなると、発射装置付の漁具使用として、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金またはこれを併科する、という重い刑を科される可能性もある（各都道府県漁業規則参照）。

なお、前に述べたとおり、手銛の規制内容は非常に複雑であり、一般に知られているものではないため、手銛の使用が許可されている都道府県でスピアフィッシングをしていたとしても、地元の漁業者などから手銛の使用は禁止だなどとして注意をされることも多い。手銛の使用が許可されている地域であれば、そのような注意に法的な根拠がある訳ではないが、前述の漁港の釣り利用と同様、地元の漁業者などとトラブルになることで法的に有効な規制がなされる可能性があり得るため、合法だからといって何をして良いということではなく、地元の漁業者などとの良好な関係を築くことは重要である。

4 磯遊びでの生物採捕

スポーツという側面からは少し離れるが、誰しも経験のある、身近なところにも水生生物採捕の問題が潜んでいるということを指摘しておきたい。

海で潮が引いたタイミングで磯遊びをしていると、様々な生物を発見することができる。そこで小さい魚やヤドカリなどの生物を捕まえ、自宅に持って帰ってしばらく飼育してみた、などという話を

聞くと、良い夏休みの思い出のように聞こえる。

徒手採捕、いわゆる素手で水生生物を採取することはほとんどの都道府県で認められる採捕方法であるが、前述の通り、タコや貝類には漁業権が設定されていることが多いため、採捕の方法に関わらず、採取すれば漁業権侵害となり、処罰の危険がある。また、磯場で見つけた小さい魚や貝を持ち帰ることも、その魚や貝が前述のサイズの規制がかけられている生物であれば、漁業調整規則違反となり、処罰の可能性もある。もちろん、実際、子どもの磯遊びで魚を捕まえた程度で処罰されるということはほとんどないと思われるが、注意を要する。

また、代金を支払って行う潮干狩りや、漁業権の設定されていない区域で行う潮干狩りなどにおいても、何を使っても良いという訳ではなく、使用漁具の制限がある場合が多い。カゴのついた鋤（じょれん）やアミのついた熊手（忍者熊手）の使用が禁止されている都道府県もある。これらの漁具もタコ釣り等と同様、利用が禁止される都道府県で販売されていることもあるため、十分に注意をすることが必要である。

5 ブラックバス等のキャッチアンドリリース（再放流）禁止

ここまでは海水面での生物採捕に関する法律問題について触れてきたが、前述したスポーツフィッシングとして最も盛んに大会などが開催されているのは、内水面でのブラックバス釣りであるといえよう。ゲームフィッシュとして人気は高く、釣具店にはブラックバス用のルアーが多く並び、プロリーグも存在し、プロ・アマ問わず頻繁に大会も開催されている。アメリカでは、複数のプロリーグがあり、近年でも日本からも選手が挑戦するなどし、非常に盛り上がっている。

日本で初めてブラックバスが入ってきたのは、大正 14 年のことで、我々が神奈川県の芦ノ湖に放流されたのが最初とされている。その後、相模湖や津久井湖で発見されるなどしながら、徐々に全国に広まっていったようである。日本に生息するブラックバスの多くは、主に湖沼などに生息するラージマウスバス（オオクチバス）と、河川や寒冷地の湖沼などに生息するスモールマウスバス（コクチバス）に分類が出来る。日本では 90 年代にバス釣りのブームが起り、芸能人がテレビでブラックバス釣りの面白さを語り、番組の企画で大会をするなどしていた。その後ブームは収束したものの、未だに根強い人気がある。

このブラックバス釣りのブームが収束する原因の一つのなったのが、外来生物法及び同施行令により、ブラックバスが特定外来生物に指定されたことにある。同法は、特定外来生物の輸入、譲渡を規制するのみならず、飼育や（生きたままの）運搬なども規制の対象としている。しかし、同法では特定外来生物を釣ること自体は禁止されておらず、また釣った生物をその場で放流すること（キャッチ・アンド・リリース）も禁止されていない。しかし、各県の条例や内水面漁場管理委員会の指示によって、ブラックバスのリリースが禁止されていることがあり、神奈川県でも、内水面漁場管理委員会の指示によって、芦ノ湖以外の共同漁業権の設定された漁場でのオオクチバスのキャッチ・アンド・リリースは禁止とされている⁴。具体的には、津久井湖や相模湖は共同漁業権の設定が無いため、禁止ではないが、相模川には共同漁業権が設定されているため、キャッチ・アンド・リリースは禁止となる。近県では、

埼玉や山梨も内水面漁場管理委員会の指示により、キャッチ・アンド・リリースの規制があるが、千葉県は規制が無い。

この内水面漁場管理委員会の指示に違反した場合には、直ちに罰則規定があるわけではなく、指示に従わない者があるときは、内水面漁場管理委員会から都道府県知事に対して、指示に従うように命令するよう申請することができ（漁業法 120 条 1 項、8 項、11 項、171 条 4 項）、申請を受けた都道府県知事から命令が出され、その命令にも従わない場合には、1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処するとされる（漁業法 191 条）。

生物の多様性に関する条約を 1993 年に締結し、それを受けて外来生物法が 2005 年に、生物多様性基本法が 2008 年に施行される中、外来生物に対する風当たりは年々強くなる一方である。芸能人がバスフィッシングを楽しんでいたテレビでは、池の水を抜くなどしてブラックバスなどの外来種を駆除する番組が人気を博すようになり、外来種を駆除することが正義のように扱われるようになっていく。ブラックバスも、もともとは食料にするために持ち込まれたものであったにも関わらず、人間の勝手な都合で今度は駆除対象魚とされてしまうことには違和感を感じる。少なくとも、外来生物であるからといって、安易に命を奪ってよいものであるという認識が広まらないことを期待したい。

6 最後に

以上のとおり、水生生物の採捕を伴う釣りやスピアフィッシングにおいては、あまり知られていない多くの規制や制度が存在する。昨今、コロナ禍を契機にアウトドアでの遊びがブームになっており、多くの方が新たに釣りやスピアフィッシングを始めているようであるが、前述したような規制があることを念頭に置き、

4

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/7181/r3kokuchibusu.pdf>

くれぐれも逮捕などされないように注意
されたい。

以上